

(2) 子供や保護者に対する啓発（内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省）

内閣府は関係省庁と連携し、インターネット利用におけるフィルタリングの普及や適切な利用を推進するため、リーフレットの作成、公表、配付などによる啓発活動に取り組んでいる²⁵（第4-19図）。また、地域における関係機関、団体が連携し、自立的に各種取組を実施できるようにするための体制構築を目的として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催し、平成29（2017）年度は全国3か所で開催した（第4-20図）。

加えて、内閣府をはじめ関係省庁では、地方公共団体、関係団体、関係事業者などと連携し、毎年、2月から5月にかけて、スマートフォンやソーシャルメディアの安全・安心な利用のための啓発活動を集中的に実施する、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を展開している。なお、平成29年10月に発覚した座間市における事件の再発防止策として、例年の取組を前倒しし、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進する「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を実施した（平成29年12月から平成30年5月まで）。

内閣府をはじめ関係省庁では、期間中、ラジオ・BSテレビ・インターネット等の様々な広報媒体を通じた啓発活動等の取組を集中的に展開した。

第4-19図 インターネット利用に関する保護者向け啓発リーフレット



25 内閣府ホームページ http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_use/h29/leaflet.html から PDF 形式でダウンロード可能。